

# 要 望 書



厚木基地周辺

令和4年8月

神奈川県綾瀬市  
基地対策協議会

## 厚木基地問題に関する要望

本市は、首都圏から40キロメートルという地理的好条件に恵まれておりますが、昭和16年に厚木基地が設置されて以来、80年以上にわたり行政面積の18%を占めていることから、都市形成は大きく阻害され、広範多岐にわたり市民生活にも大きな不利益が生じています。

厚木基地は全国にも類のない、過密化した住宅地に所在する航空基地であり、我々市民は航空機騒音被害や事故への不安など多岐にわたる問題を抱えております。

航空機騒音については、我々の悲願でありました空母艦載機の移駐が平成30年に完了し、騒音は相当程度軽減してきておりますが、昼夜を問わず基地周辺で繰り返されるヘリコプターなどの周回飛行や移駐完了後も甚大な騒音を発するジェット戦闘機の飛来により、完全には解消されておられません。

また、米陸軍による訓練や日米共同訓練に伴う航空機の整備拠点としての使用など、移駐前にはなかった新たな運用が行われるようになり、さらには、力による一方的な現状変更という国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略などにより、我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、日米同盟の強化、日本の防衛力強化の方針が示され、基地の今後の運用に不安を感じているところです。

待ち望んでいた騒音の負担が軽減されたところでの、このような新たな運用は容認できません。

このような中で、今後の厚木基地の運用については、引き続き注視していく必要があると考えております。

基地が所在することにより我々市民は様々な負担を強いられ続けることから、基地機能の整理・縮小・返還は切実な願いです。

さらに、基地が返還されるまでの間は、我々市民が受けている不利益を補うため、基地を資源として活用することも必要であると考えます。

最後に、日米地位協定については、締結後60年以上が経過し、締結当時とは日本を取り巻く安全保障の環境や経済情勢は大きく変化し、また、多くの基地問題が生じているなか、環境問題や事件、事故などに対応するための運用の改善等が行われているところではありますが、十分なものとはなっていません。

基地の運用から生じる様々な問題の解決のため、改定を含めた見直しを求めるものです。

以下、厚木基地の諸問題について、早急に解決されるよう8万市民を代表する本協議会として強く要望します。

## I 厚木基地の早期返還について

厚木基地は、都市化、過密化した市街地に所在する全国でも類例のない基地であり、航空機騒音や事故の不安をはじめ、日常生活に多種多様な影響を及ぼしていることから、国においては、我々市民が安全で快適な生活を営めるよう、基地の早期返還を実現すること。特に、次の施設について即時返還すること。

### 1 ピクニックエリアについて

- ・ 勤労意欲や労働能率の向上に資するものとして、ピクニックエリア等の福利厚生施設の重要性は認識しています。
- ・ しかし、移駐に伴う人員の減少により遊休化していると言っても過言でないピクニックエリアを市民のスポーツ、レクリエーションの場として開放すること。



ピクニックエリア

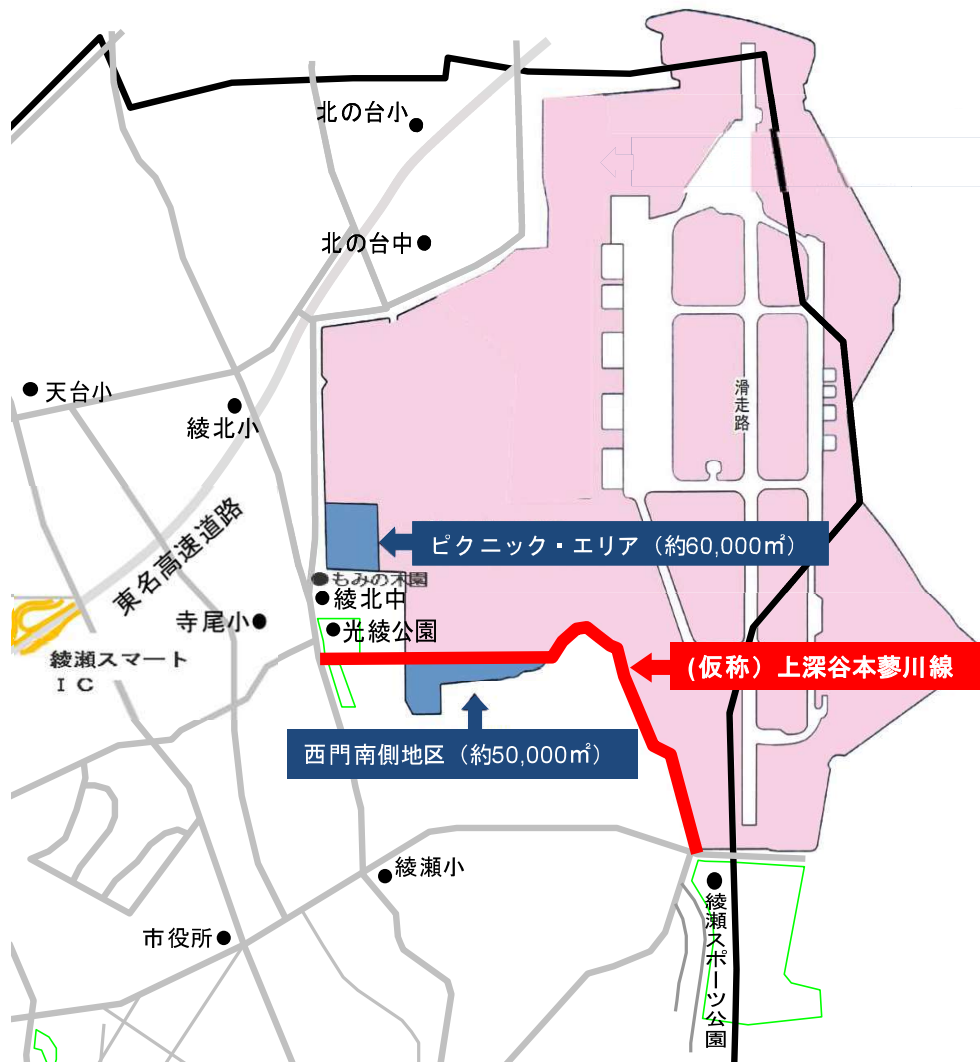
### 2 西門南側地区について

- ・ 当該地区は住宅として利用されていると認識しておりますが、移駐に伴う人員の減少により、基地内の他の住宅を利用することにより機能を代替できるものと考えられます。
- ・ 基地の存在は市内の東西道路網整備に支障をきたしており、渋滞等市内交通混雑の緩和対策、また、綾瀬スマートインターチェンジの開通に伴う交通量増加の対策として、主要地方道丸子中山茅ヶ崎線へ接続する道路整備を実施するため、西門南側地区を即時返還すること。



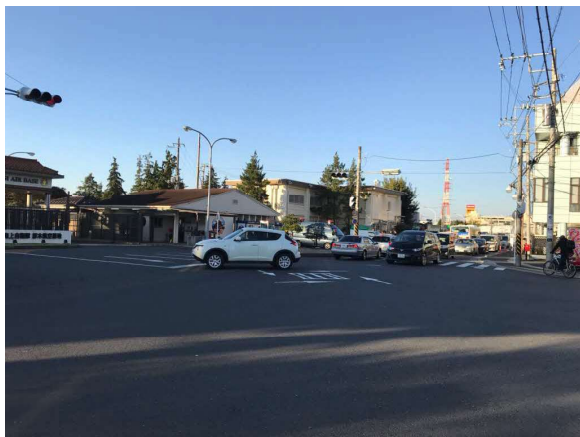
西門南側地区

### 厚木基地周辺図及び返還要望場所



### 3 道路整備用地について

- ・ 基地周辺地域では慢性的に渋滞が発生しており、渋滞を避けるために車両が近隣住宅地へ乗り入れるため、事故等の不安を感じています。
- ・ 特に基地正門付近の渋滞が顕著であり、渋滞を解消するための道路整備に必要な用地を即時返還すること。



基地正門付近の渋滞状況

## II 基地との新たな関わりについて

基地が存在する間は、基地を地域資源として活用できないか検討を行いたいと考えています。ついては、市・国・米側とで次の事項を協議できる場を設置し、活用への実現に向け尽力すること。

### 1 共同使用について

共同使用により市民に開放された場合は、基地内住民との交流の機会が生まれ、市民が身近に多様な文化と接することができ、米軍人を含む多くの米軍関係者にとっても、基地にしながら異文化交流が可能になると考えられます。

共同使用の例として、県内では「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地が共同使用され、「池子の森自然公園」が開園しています。また、「相模総合補給廠」でも一部土地が共同使用され、「相模原スポーツ・レクリエーションパーク」が整備されています。

基地内ピクニックエリアには、キャンプ設備や遊具が整っており、人気の施設となることが大いに期待できるだけでなく、米軍人を含む多くの米軍関係者にとっても、異文化交流機会の提供につながるものであると考えられるので、共同使用を実現すること。

また、綾瀬市を代表するようなイベントを、基地内住民と共同実施することにより、広大な面積を誇る土地を使うことができ、イベントの幅がより広がるだけでなく、日米の文化を共に学び、相互の理解・交流が図られるため、基地の一部開放等を実現すること。



光・食・文化の祭典～Ayase Base Side Festival～



あやせ大納涼祭

## 2 日米交流事業の推進について

基地内住民と市民が交流できれば、海外に行かずとも基地内など身近な場所で日米の文化的な交流が可能となり、相互理解が深められることから、市が進めている基地小学生と市内小学生との交流事業をはじめ、日米交流事業の推進について支援すること。



基地小学生と市内小学生との交流事業

## 3 観光資源としての基地活用について

基地が開催する春祭りや盆踊りなどの基地開放イベントには、全国各地から多くの人が訪れていることから、基地は観光資源としての利用価値が高いと考えており、特に、基地正門近くに所在し、複数の米軍機が展示されているマッカーサーガーデンは、開放された場合、多くの集客が想定されることから、マッカーサーガーデンをはじめ、基地施設を観光資源として活用できるよう支援すること。

## 4 災害時における相互支援について

基地が市の行政面積18%という広大な敷地を占めていることにより、災害時に必要となる避難所や仮設住宅を市内に十分に設置できない可能性があることから、基地内にこれらを設置し、基地を利用できる仕組みを構築すること。

県内の米軍施設を見ると、キャンプ座間相模原市の広域避難場所に指定されており、相模原市民対象の避難訓練を2019年に実施していることから、広域避難場所等としての基地の一部使用や、同様の訓練を行えるよう支援すること。

## Ⅲ 騒音及び安全対策について

### 1 騒音対策について

昼夜を問わず基地周辺で繰り返されるヘリコプターなどの周回飛行や移駐完了後も甚大な騒音を発するジェット戦闘機の飛来による騒音被害で、日常生活に支障が生じるなど、様々な影響を受けています。特に次の事項については即時に見直し、改正すること。

- (1) 幼稚園、保育園、小・中学校の卒業式等の式典並びに運動会等において、地元行事等への配慮要請を提出しているのにも関わらず、航空機の騒音により運営に支障が生じる事態が発生しています。

児童・生徒の成長の過程で重要なこうした学校行事及び入学試験時期のほか、市民行事が行われる日の飛行活動を一切禁止すること。



航空機が施設上空を飛行している様子

(2) 市民の休息が妨げられないよう、土・日曜日、国民の祝日、年末年始及びゴールデンウィーク期間中の飛行活動は、例外なく禁止すること。また、一日の疲れを癒し、家族団らん等穏やかに過ごす一時は、大変重要な時間であることから、18時から翌朝8時までの間の飛行活動を禁止すること。

### 上土棚北地点（基地滑走路南端から南約1.8km）における土日祝日・夜間の飛行状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの測定回数（70dB以上・5秒以上継続等）

月	総回数	総回数のうち 18時～22時	総回数のうち 22時～6時	総回数のうち 6時～8時	総回数のうち 土日・祝日
4	949	174	2	6	28
5	844	144	1	36	95
6	1,207	259	0	37	94
7	701	129	2	7	122
8	536	104	2	4	51
9	912	183	3	5	99
10	1,075	131	1	8	99
11	1,100	184	14	7	171
12	919	125	1	4	101
1	771	95	2	2	69
2	777	174	7	8	134
3	1,052	207	2	12	92
計	10,843	1,909	37	136	1,155

(3) 空母艦載機移駐から3年以上が経過したが、依然として空母艦載機と同様の騒音を発する航空機が厚木基地に飛来しており、不安を感じていることから、事前に飛行実施についての情報を公開するなど、厚木基地の運用について、十分に説明すること。

#### 『空母艦載機と同様の騒音を発する航空機』に関する苦情

平成31年4月1日～令和4年3月31日に市で受けた内容から抜粋

- ・小学校入学式での校長講話中にジェット機が飛来し、新入生が怖がっていた。
- ・ジェット機が連続飛行している。移駐し安心していましたが、突然飛行されると不安だ。
- ・耳をつんざくような爆音がした。騒音が激しく仕事にならない。



- ・ここ最近米軍の戦闘機が爆音で飛行しうるさい。電話、会話が聞こえない。生活に支障が出ている。移駐の意味がないと思う。
- ・子供が生まれて綾瀬市に新居を建て生活を始めたが、激しい騒音に子供が泣きだし、将来が不安になっている。どうにもならないなら綾瀬市からの転出も考えなければならない。

(4) 恒常的に、ヘリコプターが長時間にわたり同一のルートを繰り返し飛行し、その騒音と振動により大きな精神的苦痛と不安を感じていることから、ヘリコプターの飛行訓練による、振動と騒音の発生に対し、抜本的な解消を図ること。

### ヘリコプターに関する苦情

平成31年4月1日～令和4年3月31日に市で受けた内容から抜粋

- ・ヘリコプターの騒音がひどい。窓を閉めてもテレビの音が聞こえない。騒音で眠れない。
- ・ヘリコプターの低空飛行が怖い。家が振動する。
- ・複数のヘリコプターが低空飛行し爆音をまき散らしている。
- ・朝から終日、21時を過ぎてもヘリコプターの音がうるさい。
- ・数秒おきに屋根の上を飛んでいて、低空のため非常にストレス。
- ・ジェット機よりもヘリコプターの音の方が長く響き、音の時間が短時間ではないのでうるさい。

(5) 厚木基地においてFCLP（着陸訓練）が行われた平成29年9月には、深刻な騒音被害をもたらし、日常生活に多大な影響を与えたことから、着陸訓練が実施される可能性があることに強い不安を抱いており、いかなる理由があっても厚木基地でのFCLPは実施しないこと。

### 平成29年度に実施されたFCLPの状況

実施通告期間：平成29年9月1日～6日

実施 日数	実施日の騒音総測定回数 (当該月の総測定回数)	うち 100dB 以上の測定回数 (当該月の総 100dB 以上測定回数)	実施期間内の苦情件数 (当該月の総苦情件数)
4日間	971 回 (1,656 回)	149 回 (168 回)	340 件 (386 件)

※上土棚北地点（基地滑走路南端から南約1.8km）における測定結果

※測定回数とは、70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数